

三田市クールチョイス推進事業委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市クールチョイス推進事業委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名 三田市クールチョイス推進事業

(2) 業務の目的

環境省の「令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）」を活用し、補助金の目的である2050年カーボンニュートラルの実現をめざすため、第3次三田市環境基本計画の重点プロジェクトにも位置付けられている「クールチョイス（地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動）」における取組内容を、市民や事業者へ啓発し、地球温暖化対策にかかる取組を強化するもの。

(3) 業務内容

補助金の目的等、事業の主旨を十分理解した上で、その目的達成のため、別紙「三田市クールチョイス推進事業プロポーザル仕様書(案)」に示す業務を実施する。ただし、次項に示す「特定テーマ」については、提出された企画提案書類に基づき仕様を作成するものとする。

(4) 本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

(詳細は様式6)

特定テーマ	内容等
①クールチョイスネットワーク会議との連携事業について	・クールチョイスネットワーク会議メンバーなどへの研修会の内容 ・クールチョイス共同賛同宣言式とクールチョイスのイベント内容 等
②小学校出前講座について	・小学校出前講座の内容、手法等
③広報啓発活動について	・小学生向け、中学生向け、企業・一般向けのガイドブックや啓発チラシ等の内容 ・広報用ビデオの内容 等
④効果検証の方法について	・普及啓発人数の把握手法、アンケートの実施内容 等

(5) 履行期間 契約締結日 ～ 令和4年1月31日まで

2 予算

委託料の見積限度額は4,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。なお、予算を超えないよう、見積額を算定すること。

3 実施形式 「公募型」とする。

4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
参加表明の手続き期間（参加表明後の辞退可）	5月21日（金）～5月31日（月）
質疑受付期間	5月21日（金）～5月31日（月）
参加資格審査結果（選定・非選定）通知	6月4日（金）
質疑回答期日	6月4日（金）
企画提案書提出期限	6月23日（水）
プレゼンテーション及びヒアリング	6月28日（月）（※詳細は別途連絡）
プロポーザル審査結果（特定・非特定）通知	プレゼンテーション後概ね1週間以内

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

【基本的要件】

(1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者又は同名簿に未登録の者で、次の確認書類を提出し本プロポーザルに参加することが認められたものであること。（いずれも法人に限る）

<名簿未登録者に係る確認書類>

- ・商業登記履歴事項全部証明書
- ・直近年度の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3）（滞納がないことが確認できること）
- ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- ・印鑑登録証明書及び使用印鑑届

(2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 三田市暴力団排除条例（平成24年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しない者であること。

【その他要件】

(1) 過去5年以内（平成28年度から令和2年度）に本業務と同種または類似（地球温暖化対策事業等）の業務を実施した実績を有していること

(2) 履行期間内に上記業務経験のある担当者の配置が確保できること

6 参加表明の手続き

(1) 提出書類

様式等	提出部数
参加表明書（様式1）	各1部
会社概要・業務実績（様式2）	
業務実施体制（様式3）	
業務担当予定技術者の経歴・業務実績等（様式4）	

(2) 留意事項

- ① 業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。
- ② 記載した業務実績について、契約書の写しを提出すること。また、業務担当予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ③ 配置予定技術者の資格証の写し（保有資格がある場合）及び雇用関係を確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- ④ 様式4については、様式3「業務実施体制」に記載した配置予定技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限 令和3年5月31日（月） 17時30分

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出（提出期限必着）。郵送の場合は、郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

(5) 提出先 三田市まちの再生部 環境共生室 環境創造課

7 参加資格審査・通知

参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に企画提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

結果通知は、令和3年6月4日付け郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

8 質疑・応答

(1) 提出方法 質問はできるだけ簡潔に別添の質問書により、電子メール又はFAXにて提出すること。

(2) 提出期限 令和3年5月31日（月） 17時30分まで（必着）

(3) 提出先 三田市まちの再生部環境共生室環境創造課

E-mail: kankyo_u@city.sanda.lg.jp

FAX: 079-562-3555

(4) 回答方法 令和3年6月4日（金）までに全参加表明者に対して電子メールにて通

知する。

(5) その他

① 質問に対する回答は参加表明書類の提出締切後に送付するため、質問書送付にあたっては、参加表明の手続きをすること。なお、質疑回答内容を受け取った後に参加を辞退することは可能。辞退する場合は辞退届を任意の様式で提出すること。

② 仕様書に対する確認事項や懸念事項、実現が困難な事項等は全て質問書にて確認を行うこと。

9 企画提案書類の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
企画提案書（様式5）	正本1部 審査用の複製5部 （合計6部）
実施方針・実施フロー・工程表（様式任意）	
特定テーマに対する企画提案（様式6-1～4）	
参考見積書（様式任意）	

(2) 留意事項

① 文字サイズは10ポイント以上とすること。

② 本要領「1 業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。（様式6-1～4）はテーマごとに作成し、必要に応じて各テーマに数枚程度の説明資料を添付することができる。

③ 参考見積書には、仕様書、実施方針等に記載された全ての業務の見積額を記載すること。

(3) 提出期限 令和3年6月23日（水）17時30分

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出（提出期限必着）。郵送の場合は、郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

(5) 提出先 三田市まちの再生部 環境共生室 環境創造課

10 プレゼンテーション及びヒアリング

以下のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

(1) 開催日時 令和3年6月28日（月）（開始時間は別途連絡する。）

予備日：令和3年6月29日（火）

(2) 場 所 三田市役所 本庁舎5階 502会議室

(3) 所要時間 30分程度を予定。

(4) 出席者 予定管理技術者を含め、3人までとする。

(5) その他 プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは市において用意する。

11 審査基準等

参加表明書類及び企画提案書類の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

(1) 参加表明書類による評価

分類	評価項目	評価内容	配点
業務経歴等 (20点)	参加申込者(企業)の専門技術力 (様式2)	平成28年度以降に完了した同種又は類似実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務(『二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業)』にかかる自治体への業務支援)の実績が複数ある場合、②同種業務の実績がある場合、③ 類似業務(地球温暖化対策事業など)の実績がある場合の順で評価を行うほか、国または地方公共団体が行う環境関連事業の受託実績などを総合的に勘案する。	5点
	予定技術者の経験及び能力 (様式4)	上記のほか、専門的なノウハウや知識を有し、本市の業務委託においても活かすことが期待できるか。	10点
	業務実施体制 (様式3)	業務担当責任者を補佐する担当者を複数配置するなど、本業務遂行に向けた万全の体制として期待できるか。	5点

(2) 企画提案書類による評価

分類	評価項目	評価内容	配点
基本事項 (15点)	実施方針・実施フロー・工程表 (様式任意)	・本業務を円滑に遂行できるか。 ・実施方針は妥当性が高いか。 ・実施手順、工程表が実現可能と考えられる計画になっているか。	5点
	事業に対する理解	・「令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業)」の目的や趣旨を的確に捉え、補助金交付規定等を考慮した提案になっているか。 ・仕様書等を理解し、これに合致した提案になっているか。	10点
特定テーマ に対する技術提案 (60点)	①クールチョイスネットワーク会議との連携事業について(様式6-1)	・実施内容が具体的・実現可能なものであり、効果があると認められるか。 ・業務の目的を達成するために、積極的な提案、有益な提案があるか。	15点
	②小学校出前講座について(様式6-2)	同上	15点
	③広報啓発活動について(様式6-3)	同上	15点
	④効果検証の方法について(様式6-4)	同上	15点
その他 (5点)	プレゼンテーションの内容	・プレゼンテーションにおける質問の受け答えは適切であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。 ・理解しやすい企画提案書・資料となっているか。	5点
参考見積額の妥当性		提示した業務規模と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積額が不適切な場合には特定しない。	数値化しない

なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ① 「特定テーマ①～④」に対する企画提案の合計得点が高い者
- ② 参考見積書の金額が低い者

12 企画提案書類審査・通知

提出された企画提案書類についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。ただし、プロポーザル審査会委員の合計得点が6割未満の場合は失格とする。

審査の結果は、すべての提出者に対して書面により通知する。特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

13 その他留意事項

- (1) 本件業務委託に係る国の令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）に採択されなかった場合、選考結果に関わらず、業務委託契約を締結せず、本プロポーザルも無効とする。なお、この場合、市は応募者の損害等に対する賠償を行わない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 参加表明書類及び企画提案書類の作成、提出及びヒアリング（プレゼンテーション）に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書類の提出は1者につき1案とする。
- (5) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書類、企画提案書類及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの了解を得なければならない。
- (7) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (8) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った

場合

- (9) 特定された企画提案書類の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (10) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (11) 企画提案書類等の著作権等については、当該企画提案書類等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

14 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号（本庁舎4階）

三田市まちの再生部 環境共生室 環境創造課

TEL 079-559-5064

FAX 079-562-3555

E-mail: kankyo_u@city.sanda.lg.jp